

青森県報

第二百九十二号

令和三年
四月五日
(月曜日)

目次

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 公共測量の終了……………(監理課) ……一

公告

- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域局) ……二
- 右 同……………(三八地域局) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(西北地域局) ……二

出先機関

- 土地改良区の役員の就任……………(三八地域局) ……二
- 土地改良区の役員の住所変更……………(三八地域局) ……二
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域局) ……二

告

示

青森県告示第二百九十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和三年四月五日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	年指定月日
須藤 亜希子	黒石市国民健康保険黒石病院	消化器外科(直腸機能障害)	令和三年四月一日
高橋 誠司	黒石市国民健康保険黒石病院	消化器外科(直腸機能障害)	〃

青森県告示第二百九十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月五日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 測量計画機関 八戸市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量作業)
- 三 測量の期間 令和三年一月四日から同年三月十八日まで
- 四 測量の地域 八戸市小中野八丁目地内
三級基準点一点

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山道建設
- 二 代表者の氏名 山道義一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字白座窪二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一三三三五号
- 五 取消年月日 令和三年三月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 オオヤ設計スタジオ
- 二 代表者の氏名 大屋肇
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西三丁目四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第三〇〇三六六号
- 五 取消年月日 令和三年三月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アイアールエフ
- 二 代表者の氏名 長谷川直宏
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字布屋町二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第四〇〇三九〇号
- 五 取消年月日 令和三年三月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の

規定により公告する。

令和三年四月五日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監 事	岩井 孝雄	三戸郡五戸町大字倉石中市字中市一〇九 の二	令和 三・三・二五

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年四月五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更の 年月日
理 事	佐藤 健一	旧住所 十和田市大字切田字半在池三の一 新住所 十和田市大字切田字半在池三の一	令和 二・二・二七
〃	竹ヶ原 直大	旧住所 十和田市大字相坂字長漕四〇の一 新住所 十和田市東六番町九の三四	平成 三・三・八

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を令和三年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

令和三年四月五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円